

令和 6年 10月 21日

京都大学大学院経営管理研究部特定講師または特定助教（特定有期雇用教職員）公募要領

京都大学大学院経営管理研究部は、下記の要領により、教員を募集いたします。つきましては、貴機関関係方面への周知、ならびに掲示方よろしくお願いいたします。

1. 担当科目 会計学の新設科目（1～2 科目程度）
2. 採用人数 特定講師または特定助教（特定有期雇用教職員） 1 名
3. 勤務場所 京都大学大学院経営管理研究部（所在地：京都市左京区吉田本町）
（変更の範囲）京都大学の就業場所（大学が在宅勤務を許可又は命じた場合の自宅等）
4. 職務内容 新会計人寄附講座におけるプログラム運營業務、ならびに経営管理研究部における研究、教育、および関連業務。
（変更の範囲）京都大学の業務（教育・研究・運営）
5. 採用予定日、任期等
 - ①採用予定日 令和 7年 4月 1日（ただし、事情に応じて変更することがある。）
 - ②任期 令和 9年 7月31日まで（活動業績評価により再任可。ただし、最長でプロジェクト終了まで。契約の更新は、契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、従事している業務の進捗状況、経営状況、雇用されている外部資金の受け入れ状況等を勘案して判断する。）
 - ③給与・手当 給与は本学の規程に基づき支給（年俸制）手当なし
社会保険については文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入
 - ④試用期間 あり（6ヶ月）
 - ⑤勤務形態 専門業務型裁量労働制（週38時間45分、1日7時間45分相当）
 - ・専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週 5 日8:30～17:15 勤務（休憩12:00～13:00）
 - ・超過勤務を命じる場合あり休日：土日祝、年末年始及び創立記念日
6. 応募資格
 - (1) 会計学、経営学、社会学、経済学などの社会科学領域において研究業績を有し、経営管理大学院において、会計学領域に関する教育および研究指導について担当できる者。ただし、特定助教の場合には教育および研究指導の支援教員業務を担当できる者。
 - (2) 博士またはPh. D. の学位を有するか、あるいはそれに準じる能力を持つこと。
7. 選考方法
 - (1) 研究業績等書類審査
 - (2) 日本語による面接、公開セミナー形式での研究報告による選考を行う。
対象者には、追って本人宛に通知する。なお、オンライン上でのセミナーとなる場

合がある（学外非公開）。

8. 応募書類

- (1) 履歴書 1 通
- (2) 研究業績一覧 1 通 査読付論文とその他の論文を区別し、近刊の場合は掲載証明書を添付すること。
- (3) 主要研究業績 日本語あるいは英語の論文2編。単著での学術書を持つ場合には、審査対象資料としては論文2編の一部をこれに代えることも可（1冊を1編と換算する）。博士論文を論文1編としても構わない。
- (4) 応募資格(1)に関する研究・教育の抱負 1通（A4用紙1枚程度）。
- (5) 新設する科目の授業計画・シラバス案 1科目
- (6) 推薦状（提出、様式ともに任意）

9. 締切期日 令和 6年 11月 30日（土）（必着）

10. 書類提出先

電子メールでご送付ください。件名に「新会計人寄附講座（特定講師・特定助教）応募書類」と書き、応募書類を下記問い合わせ先までお送りください。電子メールで送付後、数日経っても受領した旨の返信がない場合は、お問い合わせください。業績の一部として電子ファイルで送付できない書籍などを郵送する場合は、封筒の表に「新会計人寄附講座（特定講師・特定助教） 応募書類在中」と朱書きし、各1部を下記宛先まで書留郵便で送付してください。

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院経営管理研究部長 宛

11. 問い合わせ・書類送付先 京都大学経済学研究科総務掛に電子メールで行ってください。 電子メール：econ-application@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（*を@にかえてください。）

12. 男女共同参画 京都大学は男女共同参画を推進しています。本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。また、さまざまなライフイベントに伴う休業期間がある場合、理由明記の上、履歴書に休業の旨記載できます（男女を問わず）。審査の際に休業中の業績については、休業期間の前後と等しい業績を上げたものとみなします。

13. その他

- (1) 提出書類は、厳重に保管・管理し、審査終了後は責任をもって破棄します。また、提出書類に含まれる個人情報には個人情報保護法に基づき、教員選考以外の目的には使用いたしません。
- (2) 京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では、喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を防止するなど、受動喫煙の防止を図っています。